

令和7年

6月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和7年6月定例総会 会議録

1 日 時 令和7年6月12日(木) 午後2時00分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員(27名)

1番	莊司太一郎	委員	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員			
7番	吉高祐二郎	委員	8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員				15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤 利篤	委員	20番	阿部 香美	委員	21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木治人	委員	24番	伊與田明子	委員
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員(2名)

6番 佐藤 良 委員 14番 樋口 準二 委員

5 事務局職員出席者

事務局長	玉澤千秋	事務局次長	遠田 博	主査	安倍 誠
農地係長	齋藤敏夫	専門員	佐藤久志	調整主任	小松文緒
専門員	出嶋 亨				

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第28号 各証明願いについて

8 開 会

開 会
(午後2時00分 開会)

○玉澤事務局長

ただいまから令和7年6月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
開会に当たり、齋藤会長から挨拶を申し上げます。

○齋藤 均 会長
(挨拶)

○玉澤事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしく願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、6番、佐藤良委員、14番、樋口準二委員の2名です。吉高委員、佐藤晴子委員は、遅れるというような連絡を受けております。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の指名

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。
選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、16番、佐藤浩良委員、17番、高橋公基委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。
今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について12件、2番、農地法第5条届出書の受理について1件、3番、農地の現況等に係る照会に対する回答について4件、4番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について2件、以上19件について農地係長が報告いたします。

○齋藤農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第26号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第26号 農地法第3条の規定による許可申請については、5件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について13ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、13ページをご覧ください。

酒田33番、所有権移転、坂野辺新田の畑、新庄市の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望となっております。

別紙資料の1ページをご覧ください。

酒田33番、10アール当たりの単価が45万円となっております。総額63万3,000円となっております。

続きまして、酒田34番、所有権移転、坂野辺新田の畑1筆、坂野辺新田の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんに、申請事由はその他、こちらは贈与となっております。

続きまして、酒田35番、こちらは次のページの酒田36番、37番関連で、同じ受け人となっております。所有権移転で、黒森の畑2筆、黒森の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望、こちらは別紙1ページをご覧ください。

酒田35番、10アール当たりの金額が20万6,000円、総額179万8,300円となっております。

続きまして、酒田36番、所有権移転、黒森の畑1筆、宮野浦三丁目の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ、申請事由、相手方の要望。

別紙資料1ページをご覧ください。

酒田36番、10アール当たりの単価が20万円、総額114万5,000円となります。

続きまして、酒田37番、所有権移転、浜中の畑2筆、浜中の〇〇さんから坂野辺新田の〇〇さんへ。

別紙資料1ページをご覧ください。

酒田37番、10アール当たりの単価が20万円、総額28万2,800円となります。

3条案件は以上でございます。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

6月6日に第2班による農地調査委員会を行っております。議第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないと意見のあったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けてないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

黒森の農地、〇〇さんなんですが、ほかにもいろいろ農地を見たところ、カヤとか恒常的に作物を植えるということで、トラブルのないようなことで進めたいということをおっしゃっていました。以上です。

○齋藤 均 議長

ほかに何かございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第26号 農業法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第26号については、許可決定といたします。

続きまして、議第27号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第27号 農地法第5条の規定による許可申請については、2件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○齋藤農地係長

議第27号 農地法第5条の規定による許可申請について2件ございます。

初めに、酒田14番です。小牧の〇〇さんから小牧の〇〇さんへ、西畑の畑1筆、835平米、所有権移転となります。転用理由が農業用倉庫、米の乾燥調製施設で、農地区分は農用地区域、許可基準は農業用施設で許可可能と判断しております。

別紙資料の1ページをご覧ください。

酒田14番、10アール当たりの売買価格が59万9,000円となります。総額50万円となります。

別紙資料2ページの位置図、案内図をご覧ください。

場所は中平田地区、県道酒田松山線と交わる市道亀ヶ崎小牧線の始点より〇〇メートル南西方向の集落内の農地となります。

3ページの字切図と配置図をご覧ください。

配置図のとおり、米の乾燥調製施設を整備する予定となっております。

続きまして、4ページの現況写真をご覧ください。

申請地を北東側から撮影したもので、赤色線部分が申請地です。

次のページは申請地を南西側から撮影したものとなります。

最後の写真は申請地を南東側から撮影したものです。

土地の造成は30センチほどの盛土を行い、法面の保護は土留めを行う予定となっております。

今回の案件は、令和7年2月総会で酒田農業振興地域整備計画の変更の際に酒田市長から意見を求められ、皆様よりご審議いただき、農業用施設用農地として用途区分の変更を承認いただいた案件となります。今回はそちらに引き続いての転用の案件となります。

こちらの説明は以上です。

続きまして、松山3番、こちらは東京都荒川区の〇〇さんから東京都港区の〇〇さんへ、新屋敷の畑1筆、844平米、所有権移転となっております。転用理由が太陽光発電パネルの設置、農地区分は第2種農地、当該農地は白地となっております。許可基準は周辺のほかの土地に立地するのが困難であるため立地の代替性がないとして許可可能と判断しております。

別紙資料1ページをご覧ください。

松山3番です。10アール当たりの売買価格が343万6,000円となります。総額290万円となります。

続きまして、別紙資料7ページをご覧ください。

場所は松山地区、旧松山里仁館高校から北側〇〇メーターの位置、集落の北側に位置し、宅地と山林が農地を挟む形で併用して使用する予定となっております。

8ページをご覧ください。

配置図のとおり、太陽光発電パネルを設置する計画で転用となっております。

9ページ目の現況写真をご覧ください。

赤色の線が申請地で、①は南西側から撮影したものとなります。写真の手前側が宅地となっており、奥が申請地でございます。

10ページをご覧ください。

②は南東側からの写真です。写真の左側が宅地、右側が申請地となっております。

11ページ目をご覧ください。

③は北東側からの写真となります。手前側が山林、奥が申請地となっております。今回は土地の切土のみを行い、周囲にフェンスを設置して利用する計画となっております。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田14番の現地報告を、13番、尾形大介委員より報告願います。

○13番 尾形大介委員

13番、尾形です。

酒田14番について、5月13日に事務局と現地確認を行いました。申請箇所は転用による周辺の農地への影響もなく施設としての大きさも適正であると思われまますので、許可には支障ないものと思われまます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○齋藤 均 議長

続いて、松山3番の現地報告を、1番、荘司太一郎委員よりお願いします。

○1番 荘司太一郎委員

1番、荘司です。

松山3番について、5月26日に事務局と現地確認を行いました。こちらは新屋敷集落内に位置しており、前後を宅地と山林に挟まれた市道脇の畑です。周辺の農地への影響もなく、太陽光発電パネル設置の敷地としての大きさも適正であると思われます。周辺住民への配慮についても業者側より対応する旨の申出もあることから許可には支障がないものと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。ご質問ありませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第27号 農地法第5条の規定による許可申請について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第27号については許可決定といたします。

続きまして、議第28号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○玉澤事務局長

議第28号 各証明願いについては、1件の証明願いの提出がありましたので、交付の可否を決定しようとするものであります。

詳細については、担当が説明いたします。

○齋藤係長

それでは、16ページ目のほうをご覧ください。

こちらの案件では、農地の相続に係る税金の納税猶予を継続申請する際に必要となる証明書の交付願いがあったことで、その可否についてご審議いただくものとなります。

納税猶予を受けている方は、3年ごとに税務署への猶予継続の手続を行うことが必要となっております。その手続には、農業委員会が発行する証明書の添付が必要となるため、3年ごとに引き続き農業経営を行っているかどうかについて審議し、証明書を交付するものです。

それでは、16ページの議案のほうをご覧ください。

酒田2番、届出人は亀ヶ崎三丁目の〇〇さんです。対象農地は亀ヶ崎三丁目の畑1筆となっております。引き続き農業経営を行っているかどうかについては、地元農業委員より確認をいただいております。

説明は以上となります。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前に、農業経営状況の確認をいたします。酒田2番について、地元農業委員から状況を報告願います。

12番、兼山宏勝委員お願いします。

○12番 兼山宏勝委員
12番、兼山です。

○○氏は亀ヶ崎在住の48歳、専業農家です。経営面積は14.2ヘクタールで水稲、アスパラ、キャベツなどを栽培しております。対象の土地は自宅裏の畑で、ビニールハウスがあり、育苗やアスパラ栽培に使用しております。地域の重要な担い手となっており、今後も営農を継続していくことに間違いありません。よって、許可を出すのに問題はないと思われます。ご審議宜しくお願ひします。

○齋藤 均 議長
それでは、質疑に入ります。ご質問、ご意見のある方お願ひします。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第28号 各証明願ひについて、証明書を交付することにご異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長
異議ないようですので、議第28号 各証明願ひについては、交付決定といたします。

以上をもちまして、令和7年6月定例総会を閉会いたします。

午後3時 閉会

酒田市農業委員会規程第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月12日

酒田市農業委員会

議 長
(会 長)

会長職務代理者

農地調査委員長

農 業 委 員

農 業 委 員
